

重要: 本学で科目等履修生として介護等体験をお考えの卒業生の皆様へ

中学校の免許を取得するためには、介護等体験を行うことが必要です。本学では、介護等体験を行う学生に事前に体験に必要な知識、心構え等を身につけたうえで体験に赴いてもらえるよう、介護等体験の条件科目として「特別支援と福祉の教育」の修得を義務付けることを決定しました。

2018年度に介護等体験を行う方から、在学生と同様に介護等体験の条件科目が適用されます。介護等体験を行う前年度末までに介護等体験の条件科目「特別支援と福祉の教育」(2単位)を履修し、単位を修得することが必要となります。

なお、本学では介護等体験そのものは単位化しておりません。したがって、教員免許取得のために必要なすべての単位を修得済みの場合等、本学で科目の履修をしない場合には介護等体験のみを行うことはできません。本学で介護等体験を行うためには、介護等体験を実施する年度に教員免許取得のために必要な科目をあわせて履修することが必要となりますのでご了承ください。

介護等体験の条件科目（2018年度体験実施者より適用）

「特別支援と福祉の教育」2単位（本科目は2016年度より新たに開設します。）

介護等体験を行うためには、体験を行う前年度末までに上記科目の単位を修得しなければなりません。

*本学学部（または大学院）在学生で、卒業（修了）後に科目等履修生になって介護等体験を行うことを考えている場合は、学部（または大学院）在学中に上記条件科目の単位を修得しておく必要があります。

*単位を未修得の方は、科目等履修生初年度に介護等体験を行うことはできません。介護等体験を行う前年度までに科目等履修生として上記条件科目の単位を修得し、単位を修得した翌年度に介護等体験に行くことになります。

*原則として、介護等体験の申し込みは体験前年度の10月に行います。申し込み済みであっても、上記条件科目の単位が未修得の場合、体験を行うことはできません。また、申し込み費用は原則として返金できません。（申込み時点で本学に学籍のない方は、お申込みいただけません。上記条件科目の単位を修得済みで、科目等履修生の初年度に免許状取得見込みの場合に限り、体験実施年度の申し込みを認めます。）